

キ 事業者は、江別市が不定期に行う展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力すること。

35	要求水準書	20	第3 運転管理業務 1 受入管理共通事項（焼却施設・破砕施設） (1) 受入管理、キ	貴市にて当施設竣工後から現在に至るまで、実施された展開検査の回数を参考までにご教示願います。 また、その結果も併せてご教示願います。（処理不適物の有無、処理不適物の種類、展開検査後の処理不適物発見件数の増減等）
----	-------	----	--------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

展開検査の回数 2 ① H17/08/30 (不燃)→医療系ごみ→持ち帰り
② H17/09/14 !(不燃)→産業廃棄物(車の部品)→持ち帰り

処理不適物の有無 有
処理不適物の種類 産業廃棄物
展開検査後の処理 収集業者引取
不適物発見数の増減等 減 ※抑止効果により減少した。

根拠条例

○江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例

(一般廃棄物処理計画に基づく処理)

第17条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

2 前項の一般廃棄物処理計画のうち、市民及び事業者が廃棄物の適正な処理を行うために必要な排出基準及び処理施設の受入基準は、規則で定める。

(市の処理施設の受入基準)

第26条 家庭系廃棄物又は事業系廃棄物(浄化槽汚泥を含む。以下この条において同じ。)

を処分するため市の処理施設に搬入する者は、第17条第2項に規定する受入基準に従わなければならない。

2 市長は、市の処理施設に第17条第2項に規定する受入基準に適合しない家庭系廃棄物又は事業系廃棄物を搬入する者に対し、分別、減量等に関する必要な事項を指示することができる。

3 市長は、家庭系廃棄物又は事業系廃棄物を市の処理施設に搬入する者が第17条第2項に規定する受入基準に従わないときは、市の処理施設への搬入を拒否することができる。

一部改正〔平成15年条例24号〕

○江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則

(処理施設の受入基準)

第10条 条例第17条第2項に規定する規則で定める処理施設の受入基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第22条第1項第2号及び第3号に規定する排出禁止物でないこと。

(2) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物及び危険ごみに分別していること。

(3) 廃棄物を処分するための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるものを除去していること。

(4) 江別市環境クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)に搬入しようとする廃棄物にあつては、不燃性のものを除去し、かつ、最大の辺又は径を1メートル以下(木類は、最大の辺を1メートル以下、最大の径を10センチメートル以下)に破砕又は切断すること。

(5) 江別市最終処分場(以下「最終処分場」という。)に搬入しようとする廃棄物にあつては、可燃性のものを除去するとともに、中空でない状態にし、かつ、最大の辺を1メートル以下に破砕又は切断すること。

(6) 江別市リサイクルセンター(以下「リサイクルセンター」という。)に搬入しようとする資源物にあつては、家庭系廃棄物のうち、容器包装廃棄物及び集団資源回収等自主的活動などで資源化が困難なものとする。

(7) 市長が別に指定する一般廃棄物は、あらかじめ定められた方法により必要な処理を行うこと。

2 前項各号に掲げる受入基準のほか、一般廃棄物の受入れに必要な事項は、市長が別に定める。